

京都市教育長告示第9号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（京都市久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に休館します。

令和元年12月2日

京都市教育長 在田 正秀

休館する期間 令和2年2月10日（月）から同月12日（水）まで

（教育委員会事務局生涯学習部）